

令和7年度 大田区自殺総合対策協議会 議事録（要旨）

日 時：令和7年10月16日（木）14時00分～15時30分

会 場：本庁舎 2階 201・202会議室

- 1 保健所長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 報告事項

（1）大田区における自殺の現状

〔健康づくり課長より資料1について説明〕

（2）大田区における自殺対策の取り組み

〔健康づくり課長より資料2について説明〕

4 意見交換・情報共有

○自殺総合対策

《委員側》

- ・今年度、大田区の自殺死亡数が大幅に減少しているが、要因を分析し今後の推移をみていく必要がある。
- ・東京都の3弁護士会が共同で、東京都の地域自殺対策強化補助事業に参加し自殺対策に取り組んでいる。その一つとして、自殺原因と密接に関連する多重債務、長時間労働、ハラスメント、生活保護など深刻な事案に対し、弁護士と精神保健福祉士が無料電話相談会を実施している。
- ・インターネットを活用した自殺防止相談事業（大田区内で自殺に関するキーワードを検索した際に連動広告を表示し、希望者の相談に対応）について、相談者の年齢区分は66.7%が若年層であり、一番多い層は20代。相談内容の分布は、自殺念慮やメンタルヘルスの不調についての訴えが非常に多く、また、経済や借金問題などの生活困窮、あるいは勤務問題、あるいは家族に関する相談なども多い。成果の測定を変化率でみており、リアルな支援機関につながった方が約2割程度、約37%の方にポジティブな変化が見られた。

○自殺未遂者支援

《委員側》

- ・メンタルケア協議会では、「東京都こころといのちのサポートネット」の未遂者支援の中で、こどものハイリスク者への対応を2～3年前から強化。こどもの相談は家族全体の問題を含むため、学校や児童相談所・子ども家庭支援センターとの連携が必要な相談が増えている。コロナ禍以降、今までノーマークだったこどもが突然自殺企図に至るケースが増え、対応が難しくなっている。
- ・東邦大学大森病院では、救急搬送された未遂者の方について、入院治療が必要な場合は救命センターから精神科へ入院となることもある。退院前に地域の支援体制を説明し、同意が得られれば区の保健師と連携している。

○こども・若者の自殺対策

《委員側》

- ・若年層の自傷行為や過量服薬が増加しているとの指摘があるが、対応は一筋縄ではいかず、現場での接し方や伴走の方法は容易ではない。
- ・過量服薬について、市販薬でも致死量に至ることは可能なため、薬剤師会や薬局との綿密な連携が必要。
- ・過量服薬は自殺を制御しているとの一つの見方もあり、生きづらさの中で過量服薬により安心を得るといふ揺らぎがあると聞いている。しかし、死に至る危険もあり、薬剤師会と警視庁で連携して、学校教育の中で過量服薬や薬物乱用の指導を行っている。
- ・「ト一横」に集う若者について、薬局から万引きした市販薬を多量に所持しているケースあり。薬局と警察が連携して若者に多量の薬が出回らない仕組みをつくっていくのも、一つの手ではないか。

《区側》

- ・スマホの普及でこども達のオンライン環境が身近になり、希死念慮をもつこども達が同じ境遇の人とオンラインでつながる傾向が強まっている。また、数年前はリストカットが多い印象だったが、最近では過量服薬のケースが増えている印象。自殺の方法や自傷行為の情報をネット上で得や

すくなっている影響が大きい。日本OTC医薬品協会等を中心として行っている健康教育「フロムトウキョウ」で薬教育資材の活用案内を大田区立学校の小中校長会で全体周知し、希望校へ出前事業を実施。

○労働問題

《委員側》

- ・都内のデータだが、メンタル不調の労災請求件数は増加傾向。自殺に関する請求件数は年間30件前後で横ばい、男女比は概ね7：3で男性が多い。業務上の原因で自殺と認定・支給した件数は増加傾向。監督署では、賃金不払い問題、長時間労働対策を重点的に対策している。ストレスチェックは現在50人以上の事業場に義務化されているが、法改正により全事業場が対象となるため周知活動を行っている。また、事業場内部には相談しにくい人が多いことから、事業場以外の相談窓口を設ける対応を求めている。

○生活困窮問題

《区側》

- ・生活困窮者支援は、失業などで経済的に困窮しているが、一部資産があり生活保護受給に至っていない方を支援する制度。この中でも死にたいとの相談がある。この制度を活用することで、就職や生活の安定を通じて気分が上向き、死にたい気持ちが薄れていくこともある。一方、精神障がいを抱える生活保護受給者の自殺の問題もある。生活保護の目的である安定した生活実現を目指すため、予防対策を強化していく必要がある。

5 その他

(1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律について

[健康づくり課長より資料4について説明]

(2) おおた健康プラン（第四次）概要案

[健康医療政策課長より資料5について説明]

6 閉会